

令和5年度

## 葛飾区見本市補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業（製造業）が生産・加工する工業製品を広く区内外へPRし、その製品の販路拡大を図るため、見本市を実施する工業団体、もしくは見本市に参加する工業団体または企業に対し経費の一部を補助するものです。

### 申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有するものが10社以上加盟している区内工業団体
- 2 中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる企業
- 3 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税（区外在住の場合は葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 4 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

### 対象事業

次に掲げる区内工業製品のPRを目的とした事業で、販売が主でないことが対象事業となります。

#### 1 工業団体に対する補助事業

- (1) 工業団体が主催または共催により、見本市を実施する場合
- (2) 工業団体の属する連合会等が主催する見本市にその工業団体が参加する場合
- (3) 国や自治体がか主催または後援する見本市に工業団体が参加する場合
- (4) 過去に実地での開催実績を持つ見本市がオンライン上で開催されるものに企業が参加する場合（オンライン見本市とは上記の条件に加え、自社製品の展示ができ、会期の定めがあり、会期中はオンラインで商談が行えるものを指します。）

#### 2 一般企業に対する補助事業

- (1) 国や自治体がか主催または後援する見本市に企業が参加する場合
- (2) 過去に実地での開催実績を持つ見本市がオンライン上で開催されるものに企業が参加する場合（オンライン見本市とは上記の条件に加え、自社製品の展示ができ、会期の定めがあり、会期中はオンラインで商談が行えるものを指します。）

### 対象経費

#### 1 見本市を工業団体が主催（又は連合会等が主催するものに参加）する場合

- ・見本市の会場使用料
  - ・見本市の開催に係る設営費用
  - ・見本市へ出品する製品の運送料、展示に要する備品の借上げ費用、見本市の開催に要した電気料、見本市開催に係る広告等の印刷費用
- ※裏面もごさいます。

## 2 見本市に工業団体または企業が出展する場合

- ・見本市への出展に係る展示場所の使用料
- ・見本市への製品の運送料、展示場所の設営委託に係る費用、展示に要する備品の借上げ費用、出展時に使用した電気料、出展に係る広告等の印刷費

## 3 オンライン見本市に工業団体または企業が出展する場合

- ・オンライン見本市への出展に係る出展料

### 補助額

受付順で予算の範囲内とし、主催の場合は年1回。出展の場合は1企業年2回、ただし海外に出展した企業に関しては、国内は年1回のみ

- 1 **見本市主催補助額** 対象経費の2分の1以内とし、100万円を超えない額（千円未満切捨て）
- 2 **見本市出展補助額** 対象経費の2分の1以内とし、初回の申請は30万円を超えない額（千円未満切捨て）、通算2回目以降は15万円を超えない額（千円未満切捨て）
  - ・海外で開催される見本市に出展される場合は、初回の申請は45万円を超えない額（千円未満切捨て）、通算2回目以降は22.5万円を超えない額（千円未満切捨て）
  - ・オンラインにて開催される見本市に出展される場合は、初回の申請は30万円を超えない額（千円未満切捨て）、通算2回目以降は15万円を超えない額（千円未満切捨て）※オンラインの場合は、見本市への出展に係る出展料のみが補助対象となります。

### 申請方法・書類

事業実施の1か月前までに必要な書類をそろえて申請してください。

- 押印がなくても申請可能です。押印を省略した書類に訂正箇所がある場合、差し替えでの対応となります。
- 押印をする場合、代表者名の横に代表者登録印を押印してください。訂正がある場合は、押印での訂正となります。

- 1 見本市出展費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 見本市出展事業計画書（第2号様式）
- 3 企業概要（第3号様式）
- 4 団体企業名簿（工業団体に限る）（第4号様式）
- 5 法人……前年度の法人住民税納税（非課税）証明書  
個人事業主…特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 6 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
- 7 見本市の出展要項など概要が確認できるもの

### 補助金の交付

事業が完了した後、必要書類を提出し交付決定通知書に基づき交付いたします。

※年度末（3月）、年度初め（4月）に開催される見本市への出展を検討の場合は、事前にご相談ください。会期が年度をまたぐ（3月～4月）見本市については補助対象外となります。

### 申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。  
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

#### 申請・問い合わせ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 03(3838)5587 FAX 03(3838)5551